

建築関係工事における熱中症対策に関する試行要領

制 定 令和6年6月13日6企技第337号

一部改定 令和8年9月25日8企技第916号

1 趣旨

本要領は、夏季における猛暑日の増加などの気候状況を考慮し、建設現場における安全対策を進めるため、建築関係工事における工期の設定や熱中症対策に必要な経費の計上に関して、必要な事項を定めるものである。

2 対象工事等

(1) 福島県土木部が発注及び受託する全ての建築関係工事を試行の対象とする。

(2) 対象地域等

全ての地域を対象とする。屋外作業だけでなく、空調設備の無い屋内作業についても屋外と同等とみなし対象とする。

3 用語の定義

(1) WBGT 値

気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数

(2) 観測地点

環境省のホームページで公表する地点

4 猛暑による作業不能日数を考慮した工期の設定について

(1) 基本的考え方

建築関係工事における工期の設定に当たっては、公共建築工事における工期設定の基本的考え方（令和7年7月）に基づき多雪、寒冷、多雨、強風、猛暑等の自然的要因を考慮することとしている。

今般、建設業における働き方改革の取組の一環として、自然的要因のうち、猛暑については、過去の観測値に基づき作業不能日数を工期に見込むとともに、工期中に実際に発生した日数が、工事発注当初に見込んでいた日数と著しく乖離する場合に、必要に応じて工期及び請負代金額を変更するものとする。

(2) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

対象とする時間は、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値が31以上となった時間とする。

(3) 工事発注時の取扱い

工事発注に際して見込む猛暑による作業不能日数は、定時の現場作業時間を、各日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記（2）に該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。（小数点以下第一位を四捨五入する。）

「7 対象工事である旨の明示の記載例」を参考に、猛暑による作業不能日数を特記仕様書に明示する。

(4) 工期の変更に係る取扱い

(3) 猛暑による作業不能日数について設計図書を変更した場合について

「4 猛暑による作業不能日数を考慮した工期の設定について」に基づき、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更した場合は、労務費の増加費用の算定を行う。

また、「7 対象工事である旨の明示の記載例」を参考に、猛暑による作業不能日数を特記仕様書に明示する。

6 熱中症対策に係る費用における変更について

(1) 工事への費用計上の考え方

一般的な熱中症対策に関する項目（別表 1）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）、等）を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとし、当初工事費には費用計上を行わない。

また、当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として計上する。

（別表 1 熱中症対策の例）

一般的な熱中症対策に関する項目（例） （共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）	一般的なもの以外に関する項目（例） （設計変更にて対応する項目）
・ 作業場用大型扇風機 ・ 作業場換気用送風機 ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機 ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備 ・ 遮光チョッキ、空調服 ・ ドライミスト ・ 暑さ指数（WBGT 値）の計測装置 等	・ 足場に設置する遮光ネット 等

7 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないよう、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めないこととする。

ただし、一般的な熱中症対策以外を目的として技術提案があり、採用した場合、その費用は受注者負担とする。

8 対象工事である旨の明示

(1) 対象工事である旨の明示を特記仕様書に記載するものとする。

(2) (1) の記載は、以下の別表 2 の記載例を参考にするものとする。

(別表 2 特記仕様書の記載例)

○猛暑による作業不能日数

- 1 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
 - i) 作業不能日数：●日間
 - ii) 上記 i) は、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)過去 5 年分(令和●年～●年)について、本工事の工期に対応する期間(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)に定める行政機関の休日及び夏季休暇(3 日)を除く。)において、8 時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したもの 5 年分を平均したもの。
 - iii) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する東北地方●●(福島)地点における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下 第一位を四捨五入する。))が i) の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 2 本工事は、「猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法(試行)」の対象工事であり、猛暑による作業中断等に伴う労務費の追加費用を見込んでいる。

9 附則

この要領は、令和 6 年 6 月 13 日以降に適用する。

ただし、令和 6 年 7 月 1 日より前に起工する工事については、工期中に猛暑による作業不能日が発生した場合、4 (4) 工期の変更に係る取扱いを準用し、受発注者間で協議し必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更する。

なお、本要領の適用に伴い、令和 3 年 6 月 2 日付け 3 企技第 3 0 3 号の通知は廃止する。

附則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日以降に起工する工事から適用する。

1 福島県内の観測地点一覧

整理 番号	観測地点 (環境省 HP)	所在地	備考
1	茂庭	福島市飯坂町茂庭	
2	梁川	伊達市梁川町	
3	桧原	北塩原村桧原	
4	福島	福島市松木町	
5	相馬	相馬市成田	
6	喜多方	喜多方市字押切	
7	鷲倉	福島市土湯温泉町	
8	飯舘	飯舘村飯樋	
9	西会津	西会津町尾野本	
10	猪苗代	猪苗代町大字千代田	
11	二本松	二本松市金色久保	
12	金山	金山町大字中川	
13	若松	会津若松市材木町	
14	船引	田村市船引町	
15	浪江	浪江町大字川添	
16	只見	只見町只見	
17	郡山	郡山市安積町	
18	川内	川内村上川内	
19	南郷	南会津町界	
20	湯本	天栄村田良尾	
21	小野新町	小野町小野新町	
22	広野	広野町下北迫	
23	田島	南会津町田島	
24	白河	白河市郭内	
25	石川	石川町双里	
26	桧枝岐	桧枝岐村字上河原	
27	東白川	塙町大字上石井	
28	山田	いわき市山田町	
29	小名浜	いわき市小名浜	

※観測地点の選定は、施工現場から最寄りを基本とするが条件等考慮し、受発注者協議により決定するものとする。

※環境省熱中症予防情報サイト（暑さ指数(WBGT)の実況と予測）

参考 URL : https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

※所在地は、気象庁の「地域気象観測所一覧」を参考とする。